

国際放送の現状

平成 26 年 8 月
総務省情報流通行政局

・NHKの国際放送の概要	2
・NHKワールドTVの番組構成	3
・平成19年改正の概要(国際放送関係)	4
・NHKの国際放送関係費と政府交付金額の推移	5
・NHK国際放送関係費等の推移	6
・最近の国の取組	7
・主なテレビ国際放送の比較	10
・テレビ国際放送の視聴実態調査	11

(参考資料)

・(株)日本国際放送の概要	13
・NHKワールドTVの業務委託	14
・(株)日本国際放送の事業収支	15
・(株)日本国際放送の主な独自放送番組の協賛等について	16
・要請放送制度	17
・NHKワールドTVの認知度向上に向けた取組	18
・諸外国の国際放送の特徴	19
・国際放送の制度の変遷と経緯	20
・平成19年改正の概要(国際放送関係)	21
・(参照条文)放送法	22
・NHKの国際番組基準	24

NHKの国際放送の概要

テレビ国際放送

「NHKワールドTV」(外国人向け)

- 日本やアジア、世界の最新情報と多彩な番組を、1日24時間世界に向けて英語で放送
 - ※ 衛星やケーブルテレビを通じて約150の国・地域で視聴可能
- 平成26年度NHK予算額：150.7億円※
 - (うち、要請放送交付金：約24.9億円)
 - ※ NHKワールドプレミアム分を含む
- 平成25年度補正予算額：5億円
 - プロモーション活動や放送番組の充実・強化

(番組例)

- ・NEWSLINE
 - 毎日生放送されているニュース番組
 - ※内容は毎正時更新
- ・ASIA BIZ FORECAST
 - アジア経済のダイナミックな動きを世界に向けて発信する経済番組
- ・J-MELO
 - いま、日本でいきいきと輝いている音楽の数々を紹介する番組

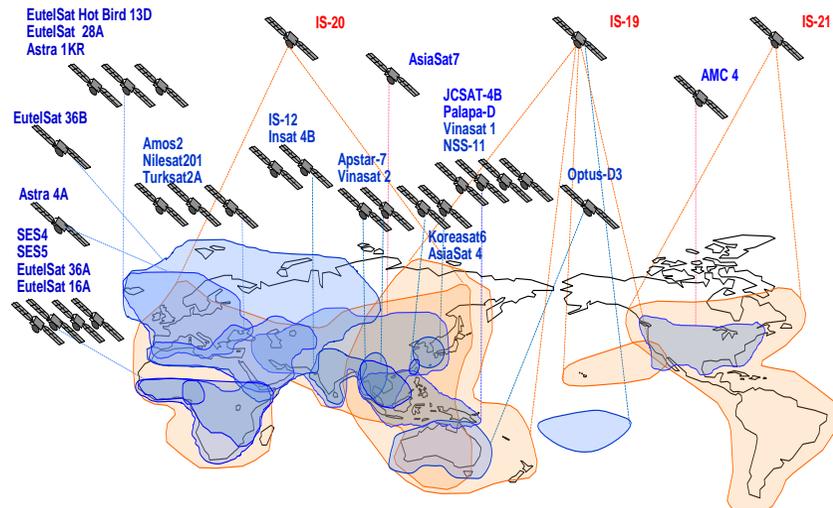
(番組例)

- ・NHKニュース7
- ・のど自慢
- ・大相撲中継 ※
- ・大河ドラマ(軍師官兵衛) ※
- ・連続テレビ小説(花子とアン) ※
- ・おかあさんといっしょ ※
- ※は、有料番組(スクランブル)

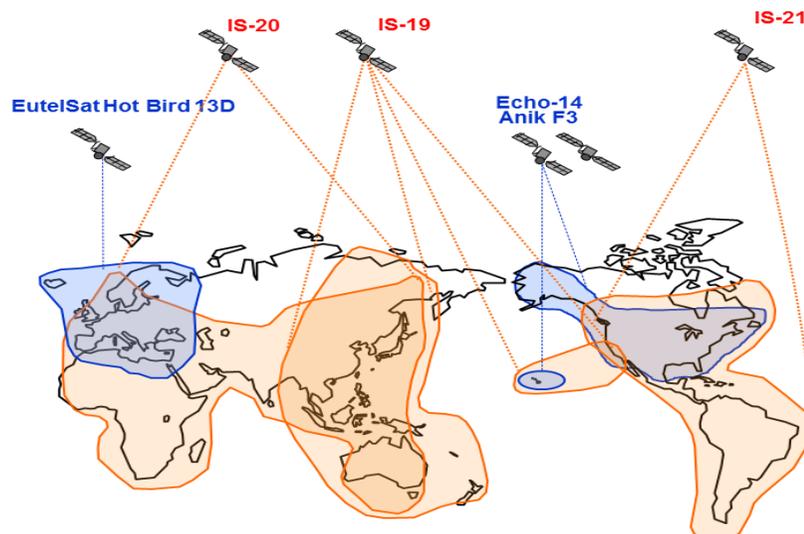
(番組例)日本語番組

- ・ニュース
- ・海外安全情報
 - 安全な海外渡航と滞在のための番組
- ・地球ラジオ
 - 世界各地の日本人から寄せられる話題など、電話や電子メールで参加する双方向番組

「NHKワールドTV」(外国人向け)



「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)



- 直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)
- それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

ラジオ国際放送

「NHKワールド・ラジオ日本」

- 全世界に向けて、18言語で放送
 - ※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の21か所の送信施設を利用して中継送信を実施
- 平成26年度NHK予算額：63.7億円
 - (うち、要請放送交付金：約9.6億円)

NHKワールドTVの番組構成

- ・ NHKワールドTVでは、1時間のうち前半30分(土日は10分)は「NEWSLINE」、後半30分は音楽、旅行、ライフスタイルなどを含む文化・情報やドキュメンタリー、科学などを放送
- ・ 6時間をひとつの単位として番組編成を行い、1日4回放送を繰り返している

平成25年度 月曜日番組表(平日の例) 平成26年度

平成25年度	月曜日番組表(平日の例)	平成26年度
8 ³⁰	NEWSLINE J-MELO	8 ³⁰ NEWSLINE BEGIN Japanology
9 ³⁰	NEWSLINE Dining with the chef	9 ³⁰ NEWSLINE Dining with the chef
10 ³⁰	NEWSLINE TOMORROW	10 ³⁰ NEWSLINE TOMORROW
11 ³⁰	NEWSLINE SPORTS JAPAN	11 ³⁰ NEWSLINE SPORTS JAPAN
		12 ³⁰ NEWSLINE J-MELO
		13 ³⁰ NEWSLINE The Mark of Beauty

×6/日

×4/日

基本編成を4時間枠から6時間枠に拡大し、番組ラインナップを拡充

<主な番組>



・NEWSLINE
毎日生放送されている
ニュース番組
※内容は毎正時更新



・Dining with the chef
和食の智恵と真価を世
界に広める料理番組



・TOMORROW
海外の著名人が被災地
を訪れて人々と交流する
様子をとらえたドキュメンタ
リー番組



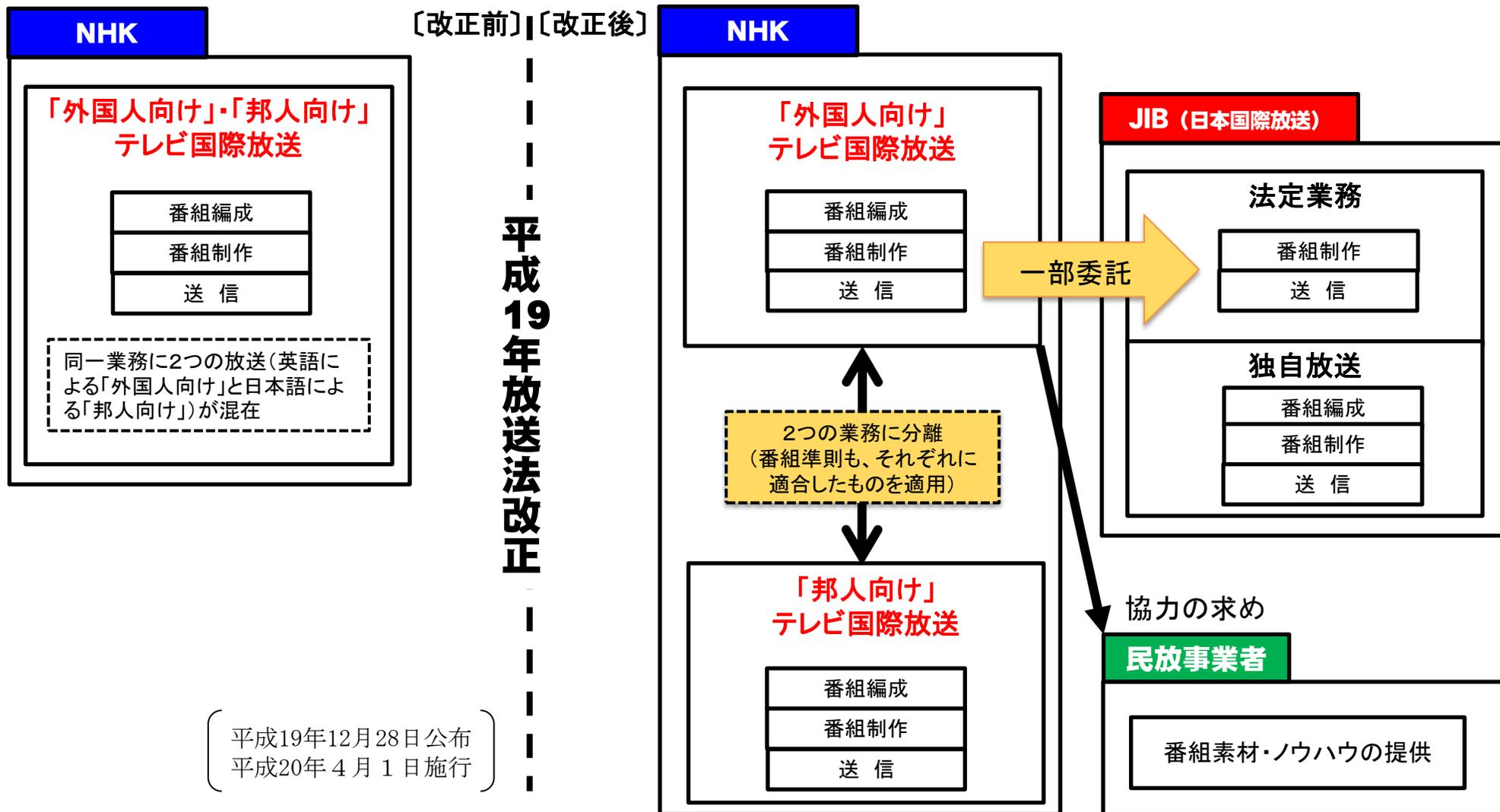
・SPORTS JAPAN
大相撲、柔道、剣道からラ
ジオ体操まで、“日本ならで
はのスポーツ文化”を様々
な切り口で紹介するスポー
ツ情報番組



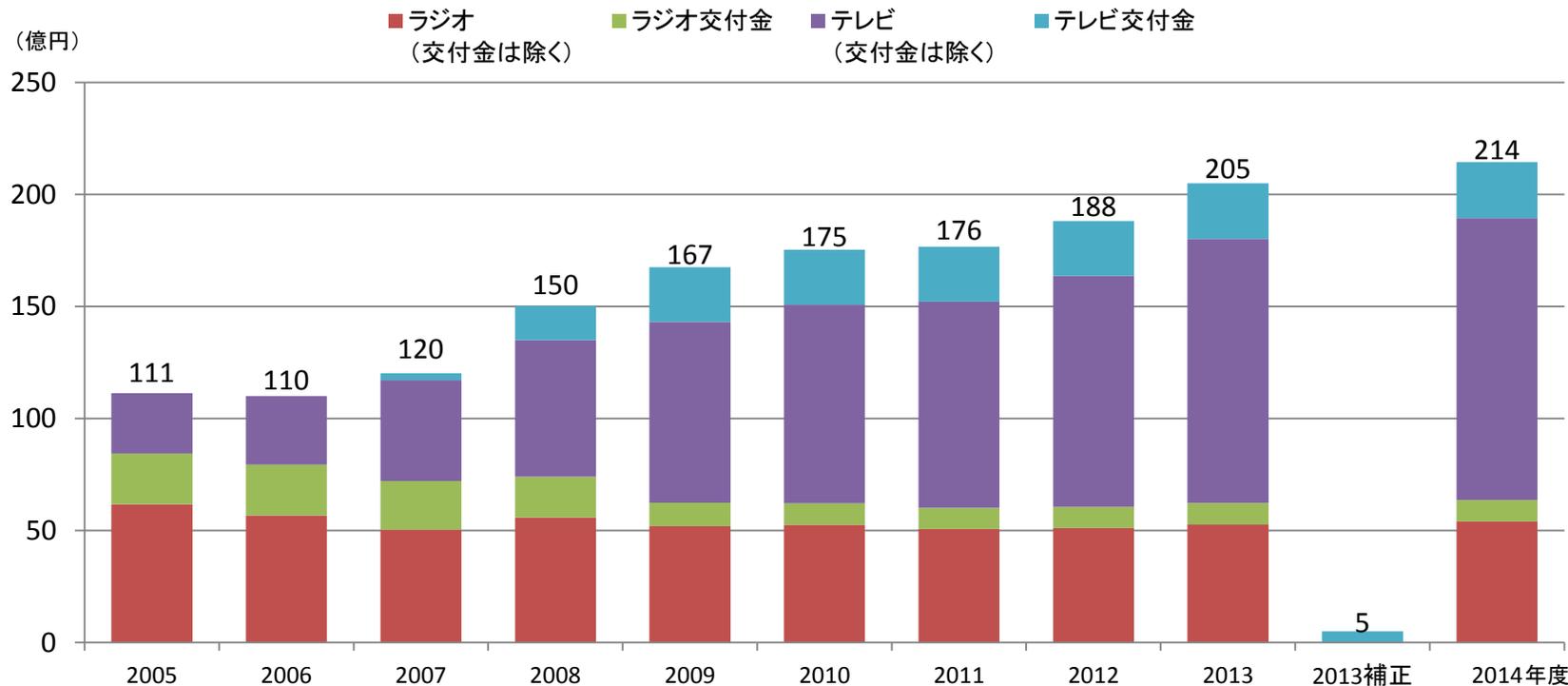
・J-MELO
いま、日本でいきいきと
輝いている音楽の数々を
紹介する番組

平成19年改正の概要(国際放送関係)

- 我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKのテレビ国際放送の業務を「外国人向け」と「邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。
- 外国人向けテレビ国際放送について、番組制作等をNHK子会社に委託する制度を設ける。



NHKの国際放送関係費と政府交付金額の推移(過去10年間)



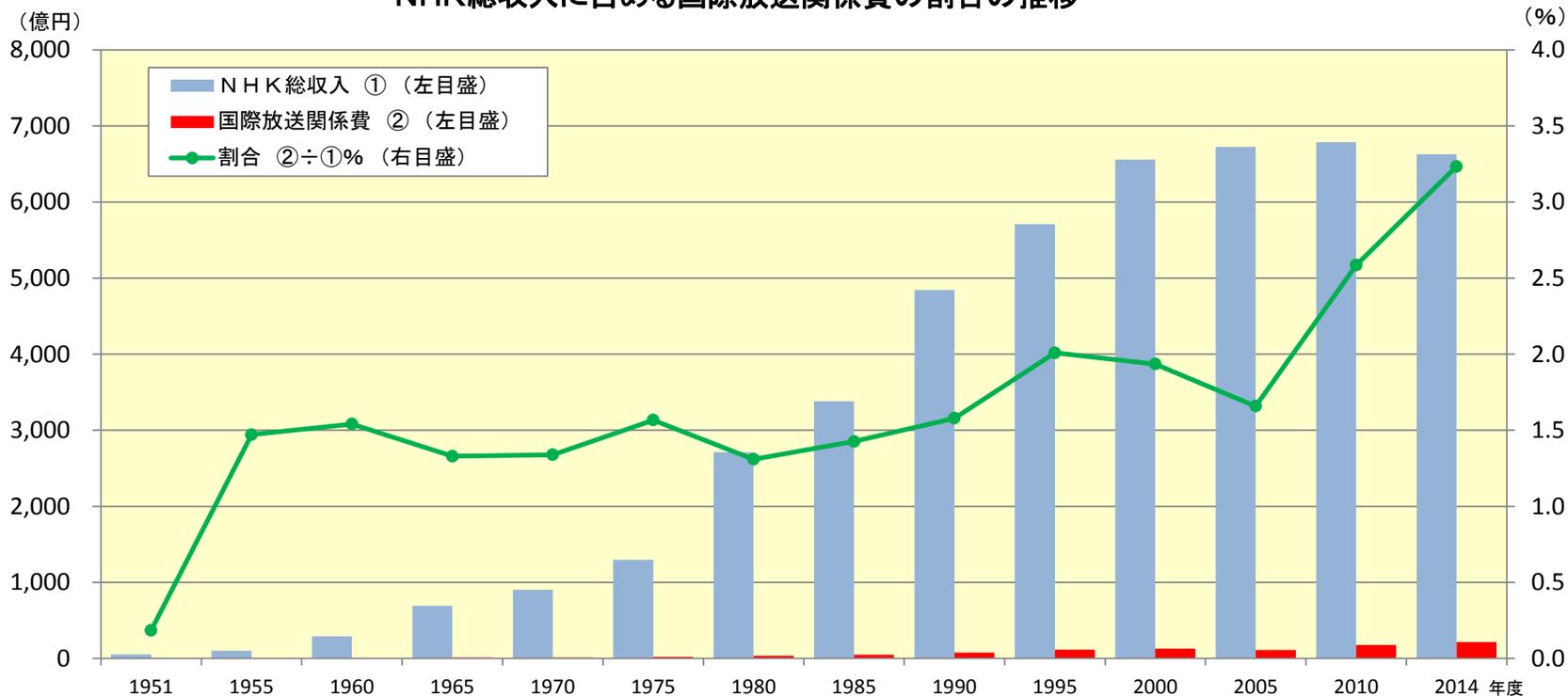
億円

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2013補正	2014
ラジオ国際放送関係費	84.5	79.4	72.1	74	62.4	62.1	60.2	60.6	62.3	—	63.7
うち交付金	22.7	22.6	21.6	18.1	10.5	9.5	9.5	9.5	9.5	—	9.6
テレビ国際放送関係費	27	30.6	48.1	76.3	105.2	113.2	116.5	127.5	142.7	—	150.7
うち交付金	—	—	3	15.2	24.5	24.5	24.5	24.5	24.8	5	24.9
国際放送関係費合計	111	110	120	150	167	175	176	188	205	—	214
うち交付金	22.7	22.6	24.6	33.3	35	34	34	34	34.3	5	34.6

- ※ 2013年度までは決算額、2013年度補正及び2014年度は予算額。
- ※ 国際放送関係費については切り捨て、交付金額については四捨五入。
- ※ 2013年度決算額には2013年度補正予算の交付金(5億円)の一部が含まれている。
- ※ 国際放送関係費については、2012年度以降税抜。

NHK国際放送関係費等の推移

NHK総収入に占める国際放送関係費の割合の推移



年度	1951	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2014
NHK総収入(億円)	54	102	292	692	904	1,296	2,712	3,380	4,845	5,707	6,558	6,724	6,786	6,629
国際放送関係費(億円)	0.1	1.5	4.5	9.2	12.1	20.3	35.5	48.2	76.5	114.6	126.9	111.5	175.4	214.4
国際放送交付金(億円)	0.1	0.8	1.0	1.3	1.4	3.4	9.4	12.4	17.2	18.7	19.7	22.7	34.1	34.6
国際放送関係費／NHK総収入(%)	0.2%	1.5%	1.5%	1.3%	1.3%	1.6%	1.3%	1.4%	1.6%	2.0%	1.9%	1.7%	2.6%	3.2%

※1951年ラジオ国際放送開始(命令放送も同時)
 ※1995年テレビ国際放送開始
 ※2007年テレビ国際放送で要請(命令)放送開始

注)2014年度は予算額。
 注)国際放送関係費については切り捨て、国際放送交付金については四捨五入。
 注)2014年度の国際放送交付金は、平成25年度補正予算(約5億円)の一部を含めると合計約39.2億円。
 注)2014年度の国際放送関係費は税抜。

○平成26年度NHK予算総務大臣意見

2 国際放送の充実による海外情報発信の強化

- 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・文化の動向を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。このような状況を踏まえ、我が国が正しく理解され、国際交流や成長戦略の推進に寄与するよう、国際放送の一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」について、ニュース番組や我が国及び地域の実情や魅力を伝える番組の充実、受信環境の一層の整備・改善、正確な調査・分析に基づく効果的な周知広報活動の推進、インターネットの活用及び国内における視聴機会の拡大等の取組を積極的に進め、国内外における国際放送の認知度の向上及び視聴者の増加を図ること。

○放送法改正(平成26年6月27日公布) ～テレビ国際放送関係

外国人向けテレビ国際放送の放送番組の国内提供業務の恒常化

外国人向けテレビ国際放送の放送番組を国内放送事業者へ提供することを協会の任意業務の1つとして追加。

○ 放送法改正の附帯決議 ～テレビ国際放送関係

[衆議院]

世界各地での協会のテレビ国際放送(NHKワールドTV)の認知度は、必ずしも高いとは言えない状況であることから、協会は、国際放送の番組の質の向上等に努め、認知度向上に一層努力すること。また、海外の受信環境の整備等については協会による取組だけでは自ずと限界があることから、我が国の情報発信強化のため、政府全体として支援すること。

[参議院]

海外における協会のテレビ国際放送については、協会は、その認知度向上に向け、番組の質の向上や受信環境の整備等に一層努めるとともに、政府は、我が国の情報発信強化のため、協会の行う受信環境整備の取組に対して一体となって必要な支援を行うこと。

施策概要

- 2020年開催の東京オリンピックを成功させるためには、選手を派遣する世界各国の人々と来日する選手団・観光客に日本の国情(日本の観光、食文化等)を正しく理解してもらい、かつ、安心して日本を訪れてもらうことが不可欠である。
- ほぼ全世界をカバーしている我が国唯一の国際放送である外国人向けテレビ国際放送(NHKワールドTV)を通じて、このような情報を世界に発信していくため、NHKワールドTVの今までにはない重点的なPRと番組の充実を、国として支援する。
 - ①NHKワールドTVのプロモーション活動
国際空港でのNHKワールドTVのプロモーション視聴、NHKワールドTVのインターネット配信の高画質化、TVスポット広告によるPR、認知度等の正確な調査・分析 等
 - ②放送番組の充実・強化
ニュース・解説番組の充実・強化、日本の情報や良さをアピールする番組の充実・強化

所要額

5億円

- NHKのテレビ国際放送の要請放送交付金として交付(放送法第65条第1項・第67条第1項)

[国際空港でのプロモーション視聴
(公開イメージ)]



[北米でのスマートTVへの配信イメージ]



スマートテレビ

スマートテレビ

施策概要

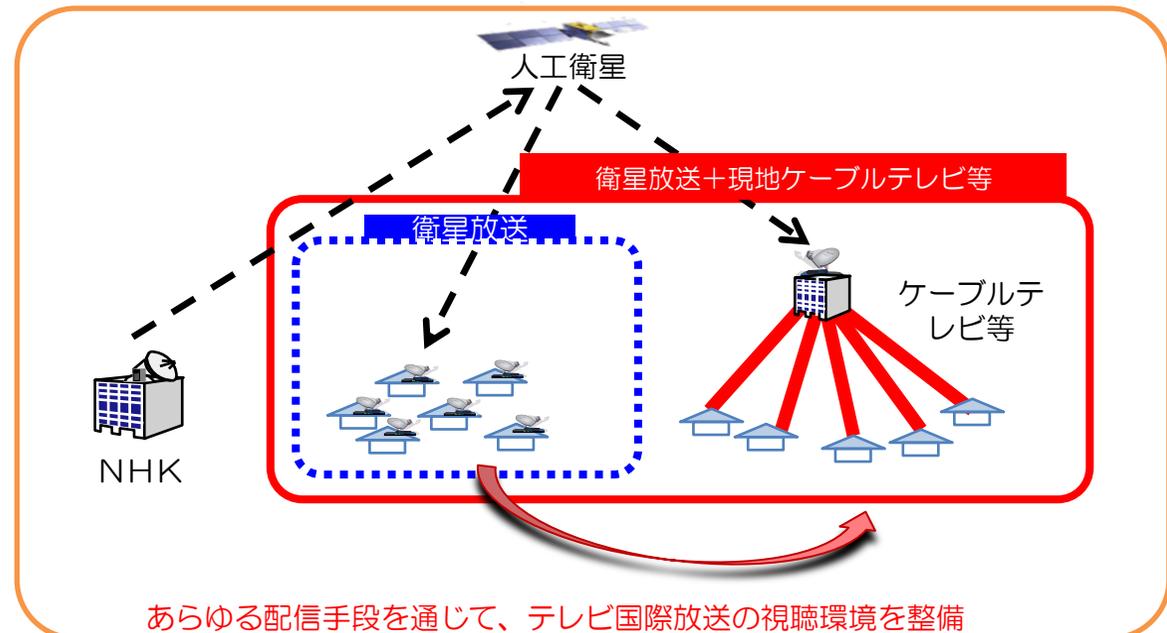
- 放送法の規定に基づき、NHKに国際放送を行うことを要請することにより、我が国の文化、産業等の事情を海外へ紹介し、我が国に対する正しい認識を培うことにより、国際親善の増進及び外国との経済交流の発展等を促進
- 特に、テレビ国際放送の充実を図るため、以下の取組を実施するため、当初予算として新たに要求
 - ①これまでの衛星放送を中心とした配信に加え、現地の視聴実態に合わせて、ケーブルテレビ等を通じた配信を推進
 - ②認知度向上に向けたプロモーション活動を推進

所要額

39.6億円

※上記の①、②の取組を実施するため、新たに必要となる5.1億円を含む。

- NHKのテレビ国際放送の要請放送交付金として交付(放送法第65条第1項・第67条第1項)



主なテレビ国際放送の比較

国名		日本	イギリス		フランス	ドイツ	米国	カタール	中国	韓国	
事業者名		NHK	BBCグローバル ニュースリミテッド	BBC	フランスメディア モンド	ドイチェ・ベレ	ターナーブロード キャスティング システム、	アルジャジーラ	CCTV	KBS	アリラン 国際放送
サービス名		NHK ワールドTV	BBCワールド ニュース	BBCワールド サービス	フランス24	DW-TV	CNNインター ナショナル	アルジャジーラ・ イングリッシュ	CCTV-4ch CCTV News 等	KBSワールドTV	アリラン
開始時期		2009年	1991年	2008年	2006年	1992年	1985年	2006年	2000年 (CCTV News)	2003年	1997年
主な財源		受信料 政府交付金	広告料 視聴契約料	政府交付金 (2014年度以降は 受信許可料)	広告料 政府交付金	広告料 政府交付金	広告料 視聴契約料	政府交付金 広告料 視聴契約料	非公表 (広告料を一部財源と しているが、詳細は不明)	受信料 広告料	広告料 政府交付金
事業規模		約150.7億円	約137.6億円	約380.3億円 (ラジオを含む)	約323.2億円 (ラジオを含む)	約420.7億円 (ラジオを含む)	不明	不明	不明	約9億円	約45億円
政府交付金		約24.9億円 (25年補正+5億円)	—	約366.3億円 (ラジオを含む)	約308.6億円 (ラジオを含む)	約374.4億円 (ラジオを含む)	—	不明	—	—	約32億円 (放送基金を含む)
視聴 可能	エリア	約150国・地域	約200国・地域	中東・北アフリカ 地域	約177国・地域	不明	約200国・地域	約130か国	約100国・地域 (CCTV News)	約114国・地域	約188国・地域
	世帯数	約2億8000万 世帯	約3億6000万 世帯	約3940万 世帯	約2億5000万 世帯	約2億 世帯	約2億7100万 世帯	約2億7000万 世帯	約8500万世帯 (CCTV News)	約7500万 世帯	約1億1285万 世帯
使用言語		英語	英語	アラビア語 ペルシャ語	英語 フランス語 アラビア語	英語、ドイツ語 スペイン語 アラビア語	英語	英語	英語、中国語 アラビア語、フラン ス語、スペイン 語、ロシア語	朝鮮語	英語
番組編成		ニュース・ 情報番組中心	ニュース中心	ニュース中心	ニュース中心	ニュース ドキュメンタリー	ニュース中心	ニュース中心	ニュース中心	ドラマ・娯楽中心	ドラマ・娯楽中心

※ 上記データは、各放送事業者のHP(公称)や各種公刊物等を基に、可能な限り最新のデータを用いて作成したものである。

※ 概念や定義が国、事業者によって異なる可能性がある。

テレビ国際放送の視聴実態調査

現地の概ね18歳以上の男女で、衛星、ケーブルテレビ等を経由してNHKワールドTVが視聴可能な人を対象に調査を実施(回答者数は概ね1000人)

- ① 国際チャンネルの名称認知:NHKワールドTVを含む国際チャンネルの名称を提示、知っているものを回答してもらう。
- ② NHKワールドTVを含む国際チャンネル名称認知者に、それぞれのチャンネルの視聴経験を質問した。

NHKワールドTVの視聴実態調査の結果(平成25年度) ※NHKからの報告を基に作成

	チャンネル名称認知度 (%)							視聴経験 (%)						
	日本	イギリス	中国	フランス	韓国		カタール	日本	イギリス	中国	フランス	韓国		カタール
	NHK ワールド TV	BBC	CCTV	France24	KBS	アリラン	アルジャ ジーラ	NHK ワールド TV	BBC	CCTV	France24	KBS	アリラン	アルジャ ジーラ
イギリス	7.8	85.9	30.8	23.8	-	1.5	46.0	4.5	65.9	16.2	9.7	-	1.1	16.8
ワシントン	10.8	80.6	15.7	13.5	-	3.8	53.1	7.3	60.8	9.2	10.1	-	2.4	25.8
ニューヨーク	8.3	77.4	21.2	12.8	-	4.8	45.7	4.6	58.0	12.9	7.8	-	3.7	19.5
フランス	8.1	67.6	16.9	62.6	-	2.9	43.5	4.3	31.1	8.5	41.6	-	1.8	14.6
韓国	69.9	78.8	51.8	-	-	69.9	-	63.2	74.1	47.0	-	-	66.7	-
香港	59.0	70.9	69.8	16.4	-	12.9	29.3	49.8	63.8	60.7	13.7	-	10.0	21.9
ベトナム	23.0	30.9	19.3	14.4	38.2	37.2	-	17.0	28.0	16.8	12.1	34.6	33.8	-
シンガポール	39.7	76.8	59.3	7.6	-	34.7	18.4	28.3	65.3	48.6	5.6	-	21.7	12.2
バンコク	10.8	16.9	18.2	-	3.3	3.7	3.7	8.2	13.9	14.4	-	2.8	2.7	2.5
トルコ	8.9	40.6	3.7	3.1	1.6	2.1	22.3	4.4	29.7	2.3	1.9	0.6	1.3	11.5

注1) 韓国、バンコク、トルコについては平成24年度、ベトナムについては平成23年度の調査による
 注2) 平成25年度の調査と平成24年度以前の調査では、調査方法等が異なるため、単純に結果を比較できないことに注意

參考資料

- ・設立年月日 平成20年4月4日
- ・資本金 3億9千万円
NHK 2.0億円
民間 1.9億円
- ・代表取締役社長 冷水 仁彦(しみず よしひこ)
- ・主な事業内容
テレビ国際放送向け番組の企画・制作
衛星放送を使用したテレビ国際放送
インターネットを活用した海外向けテレビ国際放送の送信
配信ルートの整備 等
- ・従業員数 63名(平成26年8月現在)

出資している民間企業

民間放送	日本テレビ放送網
	東京放送ホールディングス
	フジ・メディア・ホールディングス
	テレビ朝日ホールディングス
制作会社	共同テレビジョン
IT企業	日本マイクロソフト
	NTTコミュニケーションズ
商社	伊藤忠商事
	丸紅
	住友商事
金融	大和証券グループ本社
	みずほ銀行
NHKグループ	NHKエンタープライズ
	NHKグローバルメディアサービス

(計1億9千万円)

NHK WORLD

国際放送局

- ・国際企画部
- ・編成・デジタル部
- ・World News部
- ・多言語メディア部

○NHKワールドTV、NHKワールド・プレミアム、NHKワールド・ラジオ日本を担当

○「NEWSLINE」を制作(JIBが映像編集業務を担当)

○ASIAN VOICESを制作

NHKワールドTVの1時間ごとの編成イメージ

00	NEWSLINE (24時間英語ニュース) 
30	英語による情報番組 【43番組】 

番組制作の委託

jib tv 法定委託 日本国際放送 (JIB) 10タイトル ・Journeys in Japan ・J-MELO ・TOKYO EYE 等	nep NHKエンタープライズ (NEP) 13タイトル ・TOMORROW ・Kawaii International ・WILDLIFE 等	NHK G-Media NHKグローバルメディアサービス(GMS) 8タイトル ・Asia This Week ・Today's Close-Up ・NHK Documentary 等
NHKエデュケーショナル NHKエデュケーショナル (NED) 6タイトル ・Science View ・Dining with the chef ・Japanology Plus 等	NHK international, inc. NHKインターナショナル (NIN) 3タイトル ・Document 72 Hours ・Lunch ON! ・The Mark of Beauty	NHKプラネット NHKプラネット (NPN) 2タイトル ・MAPPING KYOTO STREETS ・Core Kyoto

法定子会社(51%の出資)

・協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること【**放送番組の制作**】

・協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること【**送信業務**】

送信の委託

jib tv

- ・第1制作部
- ・第2制作部
- ・メディアソリューション部
- ・編成・ニュース制作部

○テレビ国際放送向け番組の企画・制作

○衛星放送を使用したJIB独自番組のテレビ国際放送

○インターネットを活用した海外向けテレビ国際放送の送信

○配信ルートの整備 (NHK WORLD/j btw、NHK WORLD PREMIUM)

○日本のコンテンツのアジア等での展開

jib tv 法定委託 日本国際放送 (JIB) 【法定委託】 ・地域衛星の借用	日本国際放送 (JIB) 【その他の委託】 ・外国ケーブルテレビのチャンネル確保 ・NHKワールドプレミアム関連業務 等
NHK G-Media NHKグローバルメディアサービス(GMS) ・基幹衛星の借用	

決算状況

(単位:千円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
売上高	763,906	2,509,662	3,937,513	4,574,705	4,985,714	5,650,361
経常利益	▲125,215	▲14,711	92,738	261,344	329,866	248,385
当期純利益	▲125,701	▲16,283	79,806	138,647	231,329	149,282
累積	▲125,701	▲141,985	▲62,178	76,468	307,797	457,079

NHKからの業務委託の状況

(単位:百万円)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比
NHK取引	741	97.1%	2,412	96.1%	3,031	77.0%	3,491	76.3%	3,693	74.1%	4,453	78.8%
NHK以外取引	22	2.9%	97	3.9%	906	23.0%	1,083	23.7%	1,292	25.9%	1,198	21.2%
うち広告収入	22	2.9%	97	3.9%	131	3.3%	326	7.1%	439	8.8%	194	3.4%
合計	764	100%	2,510	100%	3,938	100%	4,575	100%	4,986	100%	5,650	100%

(注)平成20年度は受託事業と自主事業、平成21年度は受託事業と独自事業で分類しており、便宜上、前者をNHK取引、後者をNHK以外取引に計上した。

(株)日本国際放送(JIB)の主な独自放送番組の協賛等について

区分	平成20年度 第1期	平成21年度 第2期	平成22年度 第3期	平成23年度 第4期	平成24年度 第5期	平成25年度 第6期
独自放送本数(協賛付)	15本(15本)	51本(24本)	45本(35本)	58本(53本)	49本(44本)	43本(14本)
主な独自放送番組 (協賛・制作協力ほか)	・「Delicious Nippon」8本 (農林水産省、NHKインターナショナル)	・「NIKKEI Japan Report」月1本 (日本経済新聞社)	同左	同左	・「IN GOOD SPIRITS -SHOCHU & AWAMORI」1本(日本酒造組合)	・「The Heart of Japanese Sake」1本(同左)
		・「WILLING HANDS」6本 (日本財団)	同左 3本	・「Manabi-ya」13本半年シリーズ(大 一商会、Bridge Asia Foundation)	・「Barasu :To Expose」2本 (JR東日本)	・「Evolving Urban Railways」1本 (JR東日本)
		・「Japan in the Changing World」 2本(東芝)	・「Destination Sri Lanka A Heritage for All Time」1本 (日本財団)	・「Standing Up,Moving Forward」 3本(富士フィルム)	・「Connecting to the Future Global Children'sEco Summit 2012」1本 (積水化学)	・「Japan Food Culture Quest: Saving the Home of Bonito」1本(民 教協、高知放送)
		・「Living in the Ainu Tradition」 1本(北海道テレビ放送)	・「Kamuy -Encounter with the Ainu Culture」1本 (北海道テレビ放送)	・「The Road to Recovery」2本 (テレビ東京、ミヤギテレビ)	・特選 日本音楽ライブ「J-Music Live Special」	・「Run, Samurai Horsemen!」1本
		・「Home Grown」3本(秋田放送、 東日本放送、RKB毎日放送)	・「Picture for the Future」1本 (オリンパス)	・「Portraits of Courage~Face-to- Face in Tohoku」1本(オリンパス)	・「WAKE UP CALL~What we must do for our Blue Planet~」1本 (旭硝子財団)	・「OUR BLUE PLANET~Reaching Beyond Imagination~」1本(同左)
			・「Islands of Affluence」3本 (香川県、ベネッセ、福武学術文化振 興財団ほか)	・トライアスロン世界選手権横浜大会 2本	同左 男女各1本(横浜市)	同左 男女各1本(横浜市)
			・「The Wisdom of the Biodiversity The "Midori Prize " Laureates' Remarks」1本(イオン環境財団)	・「Ready,Set,Charge」1本 (ハナソニック)	・「Wishing on Stars,Seeing the Light」1本(ハナソニック)	・「Barasu:To Expose」4本
			・総務省・地域コンテンツ振興事業5本 (東海テレビ、テレビ熊本、札幌テレビ、 信越放送、中国地域民放4社)	・総務省・震災復興プロジェクト 「FORWARD」(15本×2回)	同左(27本×2回) ベストセレクション1本	・「Welcome to Washoku」1本(農水 省、NHKインターナショナル)
				・「BEYOND THE TSUNAMI」1本 (内閣府)	・「Cerrado:Land for Innovation」1本 (JICA)	・「Japanese Cuisine: This is Wagyu」1本(農水省)
			・福岡国際マラソン1本(テレビ朝日)	同左	同左	・「Bridging for Trade」1本(同左)
			・「LIGHT UP NIPPON」1本 (国際交流基金)	・「Breathing Atolls -Creating Art in the Maldives-」1本 (国際交流基金)	・「OMIYA BONSAI」1本(さいたま観 光国際協会)	
			・「東アジア共生会議2011」「世界文明 フォーラム2012」(文化庁、NHKプロモ ーション)関連番組3本	・「東アジア共生会議2012」(同左) 関連番組2本	・「Japan-made Technology: To the Next Stage」1本(中小企業 基盤整備機構)	
	・開局特番7本「Japan in the First Person」(IIJ、JAL、NTTコミュニケーショ ンズ、トヨタ自動車)	・1周年特番「JAPAN 2010」 (NTTコミュニケーションズ、IIJ、丸紅、マイク ロソフト、大和キャピタルマーケット)	・2周年特番「SHIBUYA ALIVE」 (IIJ、JAL)	・3周年特番「Thank you from JAPAN」 (外務省、IIJ、マイクロソフト、JAL)	・4周年特番「RESILIENT JAPAN」	・「RESILIENT JAPAN」4月に4本放 送。その後、毎月1本放送

(注) 網掛け部分は、官公庁からの広告出稿を示す。

1 制度の概要

(1) 総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる。

○放送法

(国際放送の実施の要請等)

第65条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第1項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

(2) 放送法第67条の規定に基づき、要請放送実施に要する費用は、国として予算計上(政府交付金)。
(平成26年度予算額は、テレビ:約24.9億円、ラジオ:約9.6億円。)

2 要請内容

○テレビ国際放送

次の事項を指定して、外国人向けテレビ国際放送の実施を要請。

- ①放送事項：次の事項に係る報道及び解説。
 - ア 邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項
 - イ 国の重要な政策に係る事項
 - ウ 国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項
 - エ その他国の重要事項
- ②対象言語：英語(ただし、他の言語を併せ用いることを妨げない)。
- ③放送区域：北米、中南米、欧州、中東、アフリカ、アジア及び大洋州

○ラジオ国際放送

次の事項を指定して、邦人向け及び外国人向けラジオ国際放送の実施を要請。

- ①放送事項：(1) 次の事項に係る報道及び解説。
(テレビ国際放送のア～エと同じ。)
(2) 上記事項の放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題に特に留意すること。
- ②対象言語：日本語・中国語・朝鮮語の3言語。
- ③放送区域：中米、南米、中東・北アフリカ、アフリカ、極東ロシア、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、東アジア、朝鮮、東南アジア、フィリピン・インドネシア、南西アジア及び豪州・ニュージーランド

○ 放送番組の充実

- ① 基本編成を4時間枠から6時間枠に拡大
(1日2番組×7=計14番組枠を増設)
- ② ニュースについて、日本情報・アジア情報を強化
(世界に広がる取材拠点と連携して、日本とアジアの情報発信を強化)
- ③ 「日本の国際貢献」、「歌舞伎」、「日本映画」等の番組を新設し、ラインナップを拡充(15ジャンル、43番組)

○ 受信環境整備

北米、東南アジア等での受信環境整備を推進

○ プロモーション活動の推進

ニューヨークでのPRスポット放送、国際線機内モニターでのPR等

○ インターネットの活用

モバイル端末向けアプリの改善・開発を進めるなど、インターネットを通じ、接触機会を拡大

諸外国の国際放送の特徴

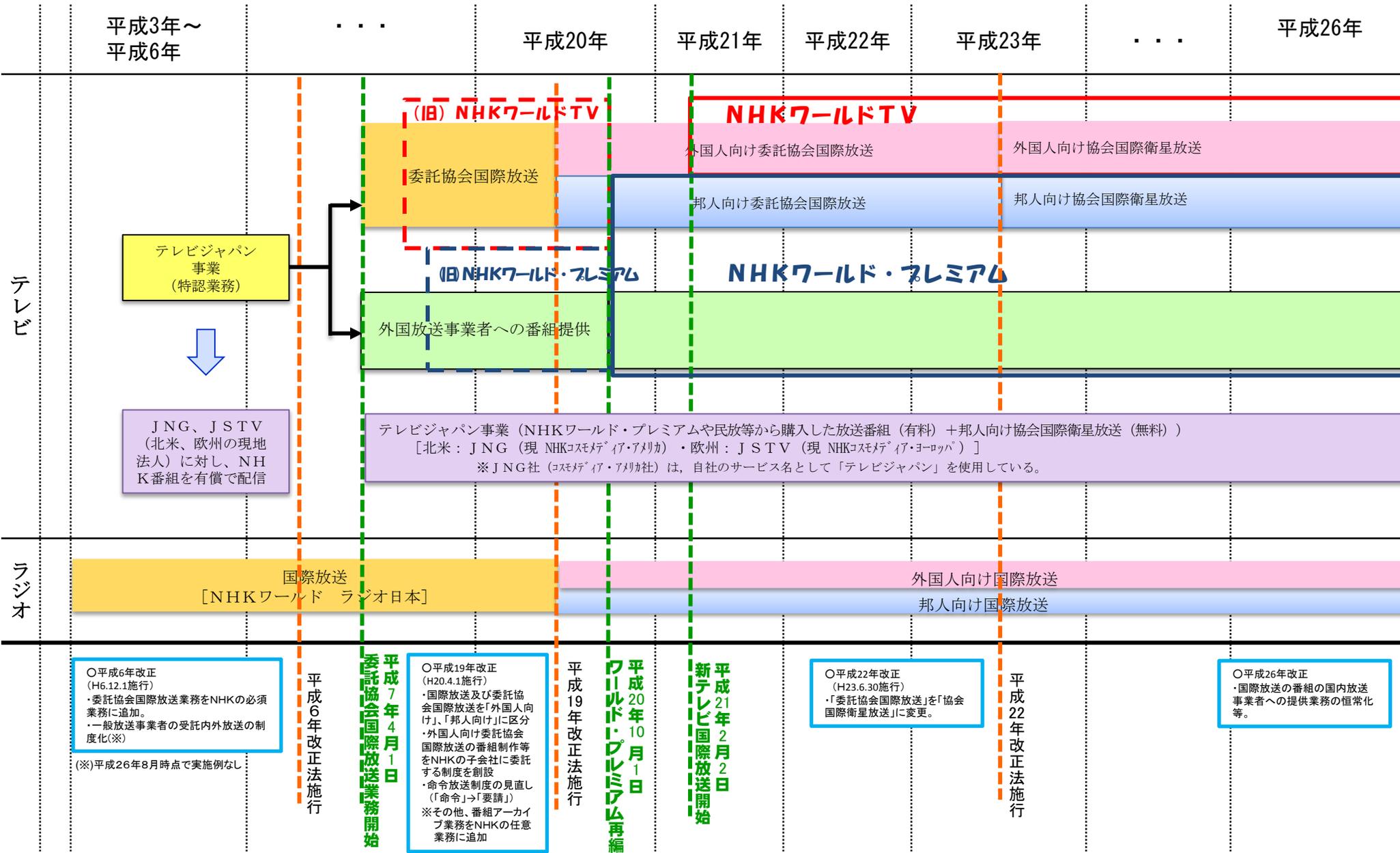
○諸外国のテレビ国際放送の番組編成(平日)

NHKワールドTV		BBCワールドニュース		CNNi		France24		DW-TV		Al Jazeera America		CCTV News	
ニュース	12h	海外ニュース	16h	ニュース	7.5h	ニュース	16h	ニュース	4h	ニュース	14h	ニュース	12.5h
カルチャー	3h	経済ニュース	3.5h	アメリカニュース	6.5h	経済ニュース	0.5h	経済ニュース	1.5h	経済ニュース	3h	経済ニュース	3h
ファッション	2h	スポーツニュース	2.5h	経済ニュース	4h	スポーツニュース	1h	インタビュー・トーク	5h	ドキュメンタリー	2h	スポーツニュース	1h
ドキュメンタリー	2h	インタビュー	2h	スポーツニュース	2h	ドキュメンタリー	2.5h	ドキュメンタリー	6h	対談	4.5h	ドキュメンタリー	2h
アート	2h			インタビュー	3h	インタビュー・討論	3h	ドイツ紹介	1h	技術	0.5h	対談	2h
食	2h			ライフスタイル	1h	カルチャー	1h	ライフスタイル	2.5h			カルチャー	1h
ビジネス	1h							サッカー	3h			旅	2h
								音楽	0.5h			自然・科学	0.5h
								宗教	0.5h				

○諸外国の国際放送のミッション

NHKワールドTV	BBCワールドニュース	VOA	France24	DW-TV	Al Jazeera America	CCTV News
<p>(国際番組基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内外のニュースを迅速かつ客観的に報道するとともに、わが国の重要な政策および国際問題にたいする公的見解ならびにわが国の世論の動向を正しく伝える。 ひろくわが国の文化、産業等の実情を紹介する。 	<p>(協定書第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 英国を世界にもたらすこと 国際的なオーディエンスに、高品質の国際ニュースを届けること 	<p>VOA(憲章)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に信頼され権威ある情報源として、ニュースは正確かつ客観的、総合的なものとする。 社会の一部ではなく、意義あるアメリカの思想、制度を公平かつ総合的に示すことにより、アメリカを表わしていく。 米国の政策をわかりやすく効果的に示していく。同時に政策に対する議論や意見も提示する。 	<p>(視聴覚法第44条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特にフランス、フランス語圏、欧州並びに国際的な最新情報に関する番組の制作、配信により、世界におけるフランスの影響力とともに、フランス語、フランス文化の普及・振興に寄与 	<p>(ドイツヴェレ法第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統ある欧州の文化国家、自由で民主立憲国家としてのドイツの姿の伝達 政治経済文化に関するドイツの視点を、異文化・民族間の相互理解のために提供 ドイツ語の振興 	<p>(定款)</p> <ul style="list-style-type: none"> できるだけ多くの様々なメディアにサービスを提供し、出版物を配布し、言論と表現の自由を促進し、建設的なメッセージ及び影響力があり専門性の高い独立メディアを確立 「ひとつの意見にはもうひとつの意見」 	<p>(HP)</p> <ul style="list-style-type: none"> CCTVは、中国共産党、政府及び人民の重要な宣伝機関であり、中国の文化及び思想の重要な活動の場であり、・・・中国が世界を理解し、世界が中国を理解する重要な窓口であり、世界における影響力を増加させている。 「国の責任、地球的視野、ヒューマニズム」を堅守し、近代的な宣伝システムの構築を進める。

国際放送の制度の変遷と経緯



平成19年改正の概要(国際放送関係)

	平成19年放送法改正後	平成19年放送法改正前
「邦人向け」「外国人向け」と分離	<p>(業務)</p> <p>第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。</p> <p>五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。</p> <p>2～11 (略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第九条 (同左)</p> <p>一～三 (同左)</p> <p>四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。</p> <p>2～9 (同左)</p>
J・Bへの委託	<p>(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)</p> <p>第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。)として保有しなければならない。</p> <p>一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。</p> <p>二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。</p> <p>2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たっては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	
民放事業者への協力の求め	<p>第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務(第九条の二第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者(受託放送事業者を除く。第三項において同じ。)に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	
放送番組基準への適合	<p>(放送番組の編集等)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにならなければならない。</p> <p>5 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送(受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。)の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにならなければならない。</p>	<p>(放送番組の編集等)</p> <p>第四十四条 (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>4 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにならなければならない。</p>

※平成22年放送法改正により、「委託協会国際放送業務」を「協会国際衛星放送」に改める等の規定の整備を行い、条項移動

(目的)

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(放送番組編集の自由)

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一～三 (略)
- 四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。
- 五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。
- 2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
 - 一～三 (略)
 - 四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること(前号に掲げるものを除く。)
 - 五～七 (略)
 - 八 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
- 3～6 (略)
- 7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。
- 8・9 (略)
- 10 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 11 (略)

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第九十一条第二項において同じ。)として保有しなければならない。

- 一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。
- 二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。
- 2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を行うに当たつては、当該業務を円滑に遂行できるようにするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。
- 3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

- 2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。
- 4・5 (略)

(国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

- 2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

(放送番組の編集等)

第八十一条 (略)

2・3 (略)

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようしなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようしなければならない。

6 (略)

制定 昭和34年7月21日

改正 平成6年11月22日、平成20年4月1日、平成23年6月30日

目次

第1章 一般基準

第2章 番組編成の基準

第3章 各種放送番組の基準

第1項 報道番組

第2項 インフォメーション番組

第3項 娯楽番組

第4章 訂正

日本放送協会は、放送法の定めるところにより、わが国を代表する国際放送機関としての自覚のもとに、外国人向けおよび邦人向け国際放送および協会国際衛星放送を通じて、諸外国のわが国にたいする理解を深め、国際間の文化および経済交流の発展に資し、ひいては国際親善と人類の福祉に貢献するとともに、邦人に適切な報道および娯楽を提供するため、次のとおり外国人向けおよび邦人向け国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の編集の基準を定める。

第1章 一般基準

- 1 編集にあたっては人権を尊重し、自由と民主主義とを基調とする。
- 2 内外のニュースを迅速かつ客観的に報道するとともに、わが国の重要な政策および国際問題にたいする公的見解ならびにわが国の世論の動向を正しく伝える。
- 3 外国人向け国際放送および協会国際衛星放送（以下「外国人向け放送」という。）にあっては、ひろくわが国の文化、産業等の実情を紹介する。
- 4 邦人向け国際放送および協会国際衛星放送（以下「邦人向け放送」という。）にあっては、邦人に適切な情報と安らぎを与える。
- 5 放送番組の編集にあたっては、「国内番組基準」の「第1章 放送番組一般の基準」を準用する。ただし、外国人向け放送については、第4項の2、第6項の1、第7項、第11項の2、第14項を、邦人向け放送については、第4項の2、第7項、第14項をのぞく。

第2章 番組編成の基準

- 1 各種放送番組の相互の調和を保つよう努める。
- 2 それぞれの地域の政体・民族・宗教・風俗習慣などの特殊性を考慮する。

第3章 各種放送番組の基準

第1項 報道番組

- 1 ニュースは、事実を客観的に取り扱い、真実を伝える。
- 2 解説・論調は、公正な批判と見解のもとに、わが国の立場を鮮明にする。
- 3 わが国の世論を正しく反映するようにつとめる。

第2項 インフォメーション番組

政治・経済・社会・文化・芸能・科学・観光など、ひろくわが国や世界の実情を紹介して、わが国や世界にたいする正しい認識をつちかうことを旨とする。

第3項 娯楽番組

品位のある健全な娯楽を提供する。

第4章 訂正

放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

付 則

この基準は、平成23年6月30日から施行する。